

倉敷市環境審議会（平成18年度第3回）議事要旨

日 時 平成18年10月5日（木）
14時～16時45分
場 所 水道局3階 大会議室

出席委員 青山会長 鳥越副会長 青江委員 阿川委員 上廣委員 遠藤委員 小田委員
河邊委員 小林委員 小山委員 榊原委員 佐藤委員 時任委員 中田委員
高田委員 福留委員 山崎委員 湯浅委員 渡部委員

事務局 市民環境局 富山参与
環境部 中西部長 田口参事 片岡参事 浅野次長 岡崎副参事
環境政策課 祢屋課長 三宅課長主幹 永瀬主幹 廣畑係長 岡本係長
平口技師 久保木主事
環境監視センター 阿部所長
公園緑地課 森本課長 光岡主幹
建築指導課 石橋課長主幹

傍聴者 4名

開会

1 新委員紹介

芳賀委員に代わり、倉敷地区労働者福祉協議会議長 阿川信幸氏が就任。

2 開会挨拶

3 議事

（会長） 議事録署名委員には河邊委員、小林委員を指名する。

第1回審議会では、環境基本計画改定理由の説明、改定にあたっての基本的な考え方として望ましい環境像、基本目標などは変えないことについて、第2回審議会では、これまでの施策の実施状況の報告や、今後の継続、修正などの方針について議論したことを確認する。

では、レジュメに従い、(1)倉敷市環境基本計画 ア 第1章から第4章について説明願う。

（事務局） 第2回環境審議会の後、審議会での意見等を基に、個別のテーマに沿ったワーキンググループ会議を3回、全体会議を1回開催し、検討を重ねてきた（資料6-6参照）。そこの議論をふまえて改定版・素案を作成している。表現や構成、地図、写真等の不備があることは了解願いたい。

資料「倉敷市環境基本計画 改定版・素案」の第1章から第4章まで説明する。

第1章は、計画改定の背景、改定にあたっての基本的な考え方、位置づけ、対象とする範囲、計画期間についての内容である。

第2章は、本市の環境について現況と課題を取り上げており、現在の状況にあわせて最新のデータや内容に修正している。

第3章は、「望ましい環境像」についてであり、変更はないが、説明に市政推進のコンセプト「ひと、輝くまち 倉敷。」を追加している。

第4章は、「基本目標」を掲げている。補足説明は見直ししているが、基本目標は継続することとしている。

(会長) 気付いたこと、修正案などあれば発言いただきたい。

(委員) P15の廃棄物の中に、海洋ゴミについての状況、取組を入れてはどうか。また、P20の快適環境(1)景観の中で、人により感じ方の違いはあると思うが、工業地帯の夜景を良い景観として入れるのは疑問を感じる。

(会長) 海洋ゴミについて、委員から具体的な意見はないか？

(委員) ゴミの種類の中に、海洋ゴミが出てこないことに違和感があった。

(会長) ここの廃棄物については、発生別の分類であり、場所についての分類ではない。海洋ゴミについてはそういうことを起こさせないための手段が、適切なところで述べられるべきではないか。分類が一般廃棄物・産業廃棄物・建設副産物という3つの分け方である。海洋ゴミには、人間が捨てたゴミと自然に溜まるものがあるが、海洋ゴミは海洋汚染ということで重要な問題でもある。どの章でどのように取り上げられるべきか意見はないか？

海洋汚染の実態として県下の瀬戸内海にあるのなら、適切な表現で計画の中にあっても良いと思うが。

(委員) 廃棄物のところは、発生種類別なのでここではなくてよいと考える。現状と課題のところで、現状としてあげてあるとのことだったので、それとは別に施策としてあげるのであれば、水質汚濁の防止のところであげるしかないと思う。

(会長) 海洋で、水質汚濁以外の環境汚染についてはどこかに記述はなかったか？

(事務局) P46「水質汚濁の防止」で各施策があるが、海洋のゴミという記述はない。ゴミのことなので、現状のところ、P15の廃棄物全体を述べているところ、廃棄物の中段「また、産業廃棄物の不法投棄は…」の前後へ入れてはどうか。

(会長) そのあたりに、海洋ゴミについての現状と考え方をいれるのが適切かもしれない。この前書きのところで述べ、場合によってはP12に表現を変えて記載してもいい。具体的な文については事務局で検討願う。

では、景観について。工業地帯の夜景はそんなにきれいか？感じ方は人によって違うのでは。

(委員) 倉敷らしい景観の1つではないか。

(会長) 望ましい景観かどうかの問題だ。いい景観も悪い景観もあるという倉敷の現状を示している、という意見であった。実際、観た人はどうですか？

(委員) 観光の視点からははずせない。快適環境の景観としてはどうかかわからないが、見事であるし、市も恩恵にあずかっている。一概に悪い景観とは言えないと思う。

(会長) 区別して考えるべきだという意見はないか？

(委員) 公害を考えなければきれいだ。悪いところは直せばいいと思う。

(会長) 環境に負荷を与えるような明るさではないのか？

(委員) それについては、また、対策していけばよいのでは。

(会長) それぞれの価値観の相違が出てくる。倉敷の現状であるし、経済に役立つという側面もある。だからといって公害を出してもいいという時代ではない。倉敷市全体にとって望ましい景観としてとらえるのか、産業の象徴としてとらえるのかで、若干ニュアンスが違ってく

る。読み直して、問題があるのか、あるのならそれを考えていかなければならないと市民に考えさせるような文章にしてほしい。「快適環境」と書いてあるので、水島の景観も快適環境ととらえる、というのが、審議会の意見であるとされても仕方がない。表現を工夫してほしい。

(委員) P7、動植物の中で、哺乳類には確認種数がないので記載してはどうか。

また、P9、アスベストについて、「今後、アスベストが使用されている建築物の解体工事が増えることが予想され、…」となっているが、現段階ですでに始まっているのではないか？これでは、本市では全く取組がされていないように受け取れる。

P17、「下表のとおり」は「次ページの表のとおり」が正しいのではないか。

(会長) 先に疑問をいただき、議論は後ほどする。ほかに質問は？

(委員) 9月議会で、玉島人工島に係る県への要請決議があった。今後埋め立てが一層進むが、埋め立てに伴う環境の変化については、台風の高潮被害や高梁川の流れの変化による漁業への影響が考えられる。また、当初は埋立地に人工干潟や緑地の計画があったが縮小され、環境産業ゾーンになる予定である。人家の少ないところだからといって、環境産業ゾーンにするというのはいかがかという意見もある。人工島の計画と利用について、もっと市民の意見を聞いてほしいということで決議された。人工島の問題も、環境保全の観点から、何らかの形で基本計画に登場してもいいのではないか。厳しい規制がかかっているなかで県が行っている事業であるが、市の海の環境についてこの計画の中に入れ、適切な環境を守るという倉敷市の方針を示す必要があるのではないか。

(会長) 難しい問題である。後ほど議論したい。

私から1点。環境学習について、持続可能な開発のための教育が重要との動きは世界的なものである。P26で説明があるが、市として持続可能な開発・持続可能な未来社会構築のための教育を視点においた環境学習を具体的に記載願いたい。

以上、5点の意見があった。哺乳類の種類数についてどうか？

(事務局) 自然史博物館の方に見てもらっている。再度、確認して、わかるようなら記載したい。

(会長) 自然史博物館館長がいらっしゃるが、コメントをいただけるか？

(委員) 確かにそうである。担当の者に確かめる。

(会長) アスベストについて。すでに本市の状況として、アスベスト問題が起こっているのではないかという指摘である。

(事務局) 公共の建物については、市の建物を中心として飛散防止などのアスベスト対策が進められている。しかし、解体となると、これからまだ出てくる可能性があり、このような表現になっている。

(会長) 「今後…」以降の文章を、「現在、公共建造物については除去対策が進められているが、今後…」というように変更することは可能か？

(事務局) 公共建造物という具体的な文言を入れるかどうか、表現については検討する。

(会長) 表現はともかく、現状において倉敷市にアスベストの問題がまったくないのであれば、「今後…」という表現でよい。実態に近いように配慮していただきたい。

P17の「下表」が「次ページの表」では、との意見について。「下表」という言葉は、次の表という意味なので、文法上は問題ないが、違和感の無いように少し表現をかえていただければと思う。

P26 の ESD、持続可能な開発のための環境教育を今後考えていくこと、協働してやっていくことが重要であるということを表示していただきたい。私が岡山の ESD 推進協議会の会長を務めており、全県下に広めていきたいと考えている。単なる環境教育ではなく、持続可能な未来社会構築のための教育という考え方を広めていきたい。環境の分野でも、市民や団体と協働してやっていくことが重要であることを盛り込んでおけば、やがてそれがネックとなって、何らかのアクションを起こさなければならなくなる。そういうことを期待しているので、考えていただきたい。

次に、玉島の人工島について。工事が進行中であり、これをどのように環境基本計画のなかに盛り込むか、行政としての判断が難しいところだ。少なくとも、人工島の設置にあたっては環境アセスメントがなされていると思うが、計画段階で問題は無かったか？人工島を造るとはいつ決まったことか？

(事務局) はっきりとはわからないが、昭和の終り頃に最初の計画が決まった。

(会長) 事業は少しずつ進んでいるのか？昭和 58 年に環境アセスメントがあったかどうか疑問だ。法律ではまだ規制されていない時期かもしれない。その頃の事業について今からアセスメントは難しいが、地元住民からの差し止め請求があったら、しかるべきことが起こってくると思われる。地元でそういう要求なり、問題があるとなれば、環境審議会でも、対応しなければならない。「海域における自然の改変等には十分な配慮が必要である」というような表現などしかるべき表現をしてほしい。玉島人工島という具体的な表現が必要かどうかは、すぐには判断しかねる。いろいろな環境の状況があるが、人工島に関わる表現は無いのか。提案された委員としては、どのような形で取り上げれば問題ないと考えるか？

(委員) 産業活動が自然に与える負荷・悪影響が述べられているが、そこにつながりがある。玉島のハーバーアイランドを作った動機としては航路の浚渫がある。港を深く掘った土砂で埋め立てをしたというのがスタートである。県から意見は求められていたと思うが、昭和 58 年では環境アセスメントはなかったのではないかと。最近の改定でもパブリックコメントは募集していないので、その点が議会で問題になり、県に対する要望が出た。産業活動、浚渫に伴う問題である。また、たくさんの企業が立地することになるが、瀬戸内海をこれ以上汚染しないよう、水島灘付近は特に厳しい排出基準がかかる地域である。基準をクリアしているのであろうが、影響はあるだろう。漁業への影響、台風の高潮被害が人工島のせいではないかという地元の声もある。自然が大きく変ることに伴う自然環境の問題、本市の自然環境の保護・保全がこれからのテーマのなかで出てくると思うので、そのどこかにいれてほしい。

(会長) P20、快適環境の景観のところ国立公園としての瀬戸内海の持つ価値について触れられている。景観の最後ではいかがか？将来、問題になると考えられるなら、たとえば、「海域の利用や改変に当たっては十分な環境アセスメントを含む配慮が必要である」というような記載があれば、今後玉島における人工島の問題が起こってきた場合に、基本計画の中で対応ができるのではないかと考える。議会でも問題になっているとすれば、新しい基本計画をつくるにあたって配慮があってもおかしくないかと思う。

(事務局) E 地区の人工島について、当初は非常に古い計画になるが、増設については最近のことである。それについては環境アセスメントが実施されており、最終的な環境影響評価書の縦覧も行われている。干潟については当初の計画のとおりで残っている。緑地については、位置が少し変わると聞いている。

埋め立てに関する具体的な施策の内容については、第7章 P35「身近な自然の保全」で自然海岸の保全について記載し、環境アセスメントについては、P89の「環境影響評価の推進」というところで、環境影響評価法や岡山県環境影響評価条例に、ある程度の規模以上の、該当する事業については、それぞれの制度に基づく環境影響評価を実施する、あるいは指導を行うこととしている。

(会長) 第7章で海岸線における埋め立て等の抑制と自然海浜の保全に務めるということ、第10章では環境アセスメントについて述べている。先ほど私が申し上げたことは全体の中ですでに述べられている。ただし、ハーバーアイランド島の具体的なことについては、基本計画の中で記載は難しいことと思う。委員は一般的な問題として取り上げたか？

(委員) 先ほどの内容は、経済委員会にかかっていたものである。人工島に関しては耕地水路課の担当であり、環境の担当課は携わっていないと思う。経済委員会にでて、しっかりと議論し、市議会にかけ、県に対して埋め立ての進め方について要望を行った。ここに来ている方では問題に対する意識が低いのではないか。議会では決議したが、執行部が横の連絡をしっかりとらして、今後どうするかは、またこれからの問題である。

(会長) むしろ、行政がどうするか、という問題であるので、審議会では議論できないところである。

それでは、(1)イ 第5章から第7章について説明願う。

(事務局) 第5章は、「施策体系」であり、施策の見直しにあわせて体系も一部見直ししている。「1 緑豊かな自然と人の共生する環境」では、緑の保全と緑化の推進をひとつに整理し、希少野生生物の保護を追加している。「3 環境にやさしい循環型社会の構築」では、新エネルギーの推進を追加している。「4 市民参加による環境づくり」では、市民・民間団体等との協働を追加している。

第6章「市・事業者・市民の役割と取組」では、特に修正は無い。それぞれの役割を明確にし、自主的・積極的に役割を果たすことが重要であることを示すとともに、それぞれが協力し、ひとつの目標に向かって取り組む、「協働」について強化していきたいと考えている。

第7章は、目標達成のための各施策を体系ごとに示している。審議会やワーキンググループ会議で検討してきたものに加えて、新たな施策を追加している。現在までの施策で変更(修正)するもの、新たに追加するものを中心に簡単に説明する。

「1 緑豊かな自然と人の共生する環境」のうち「身近な自然の保全」では、里山の保全と外来生物への対策についての施策を追加している。「緑の保全と緑化の推進」では、特に変更は無いが、現在作業中の「倉敷市緑の基本計画」の改定の関係で今後、修正があることも考えている。「希少野生生物の保護」は新たに加えた項目であり、希少野生生物保護の観点から、公共工事での配慮や市民への意識啓発、保護活動での市民・民間団体等との協働に努めることなどを取り上げている。

「2 健康で安心して暮らせる環境」のうち「大気汚染の防止」では、光化学オキシダントやアスベストなどへの対応に関する施策を追加している。「水質汚濁の防止」では、河川、水路、海域、地下水など公共用水域の調査や監視の充実について項目を整理し、修正を加えている。

「騒音・振動の防止」では、中止を考えていた倉敷の音風景を探す企画について継続の意見をふまえ、継続する方向としている。「新たな化学物質による環境汚染の防止」では、ダイオキシ

ン類や外因性内分泌かく乱物質などの監視や、PRTR法の整備による対応について取り上げている。

「3 環境にやさしい循環型社会の構築」は、地球温暖化防止対策など、今回の環境基本計画の見直しのひとつの主要な部分で、重点的に検討を行っているところである。「地球環境の保全」では、公共交通機関の利用促進やクリーンエネルギー自動車の率先導入、啓発に関して施策を整理し、修正を行っている。また、家電リサイクル法等の法整備による関連項目の整理と修正を行っている。「省エネルギー対策」では、公共施設への省エネルギー対策の推進、行動についての施策や市民、事業者に対する省エネルギーへの取組の啓発や支援について取り上げている。また、審議会で提言をふまえ、住宅の省エネルギー対策について情報提供や啓発に取り組むことを追加している。「新エネルギーの推進」では、平成17年度に策定した「倉敷市地域新エネルギービジョン」の推進を図るため、太陽光発電等の公共施設への率先導入と一般住宅への普及・啓発に関する施策の修正と、バイオディーゼル燃料の利用拡大やバイオマスの活用に関する施策を追加している。「資源の有効利用の促進」では、雨水の有効利用と水資源の保全などの施策を追加している。「廃棄物の減量とリサイクルの推進」では、「3R」や「もったいない」という考え方をひろめ、取組を支援することで、一般廃棄物の減量やリサイクルの推進に努めることや、建設リサイクル推進計画の目標値の達成を目指すこと、建設リサイクル法に基づく分別解体や再資源化への指導・監視を行うこととし、事業者や市民とともに廃棄物の減量とリサイクルの推進に努めることとしている。

「4 市民参加による環境づくり」についても、見直しの重要な部分であり、環境教育や協働に関する内容を取り上げている。「環境教育・環境学習の推進」では、体験や実践活動を取り入れた環境教育、学習の機会を提供し、環境保全を心がける人づくりを進めるための施策、持続可能な地域づくりを進める能力を持つ人材や民間団体の育成と活用を図る施策としている。

「市民・民間団体等との協働」は新たな項目であり、市民や事業者のほか、NPOなど民間団体を含めた多様な主体と多様な協働関係を構築し、目標達成のため協働で取り組んでいくことを施策としている。「環境情報の収集・活用・公開・公表」では、インターネットの利用による情報ネットワークの構築を新たな施策として追加している。

(会長) ご意見・ご質問はあるか。

(委員) P54「野外焼却はしないで、...。」とあるが、野外焼却には例外規定がある。林業農業等に係るものなど例外があるが、誤解していることが多く、トラブルのもとになっている。例外規定があることは明記すべきではないか。

P57. 前々回の審議会で、環境負荷の低減に資する物品の購入を促進するようお願いした。エコマークだけではなく、グリーン購入法に定めている特定調達品目の購入を要望した。このときに、グリーン購入率を60%以上にするという目標があったと思うが、この内容をお答えいただくというのをお願いしていたがいかがか？

グリーン購入法は公的機関が率先して環境物品を購入することを定めた法律である。P57に、建築関係では監視ばかり行うことになっているが市が特定調達品目の購入を率先して行う、ということを追加してほしい。たとえば、「グリーン購入法の趣旨に従い、特定調達品目の購入を市が率先して行うとともに、情報提供を行い、リサイクルがすすむように働きかける」そのような文言を追加してほしい。

(会長) 野焼きについては例外規定があると訂正をお願いします。P57 で、市の役割として、グリーン購入法に基づく物品の購入を、どこかで記載すべきでないかと。市民の役割では、そういったリサイクル製品の使用が挙げられている。

(事務局) 野外焼却行為については検討する。グリーン購入について、前回お尋ねがあったが、たしか、グリーン購入の60%の分母については、市で購入するものについて工事も含むのかという質問であったと思う。分母は、市で購入する物品で、分子がグリーンのものである。リサイクル品ではないものもあり、100%にはなっていない。公共工事は入らない。物品等の購入を対象にしている。工事は、実際には市が行ってはいないので、業者を指導する形になる。

(委員) 環境省が決める物品で、国土交通省が定める特定調達品目が出ている。建築関係が一番たくさん廃棄物が出ている。塩ビパイプもリサイクルされて対象になっている。こういうものを利用していかなければ、リサイクルは進まない。市が行う事業のなかで、特定調達品目が使える工事については、積極的に使ってはいかがか。

(会長) 何からの形で配慮願う。

(委員) P37 の水辺の保全について。アシ原が重要なことは広く知られているが、実際には邪魔者扱いされ、埋め立てられている。「水質浄化のためのアシ原の保全」という項目を入れてもらえないか？

(委員) P48 音風景について。残していくこととなったが、「騒音振動の防止」という項目に入っていることに違和感を覚える。P42 の「景観、歴史文化の保全」の項目に入れてはどうか。

P33 の図について。全体に通じるところになるが、前回記述がなくて、今の時代に必要なのが、各種団体(NPO、市民団体)との協働である。そのことが第8章以降でも述べられているが、NPO とか民間団体の位置づけがされていない。前計画からの「市」「市民」「事業者」の3者の取組だけでなく、見直しをして、市民団体をきちんと位置づけるべきではないか。

主体についての施策等が別々に書かれているが、「市」としての振り返りは出来るが、「市民」「事業者」の振り返りはなかなか出来ないのではないかと。今後どうするのか、明確ではない。3つの主体として捉えるならば、この2者にどう働きかけていくのか、働きかけを、もっとするべきではないか。環境基本計画を大々的に配る等、なにか方法があるのでは。

(委員) 同感である。各主体について、具体的なのはわかりやすくよい。しかし、「民間団体」という言葉が突然出てくる。市民や事業者等それぞれ、最初に定義付けてはどうか。

「協働」という言葉がたびたびでてくるが、P61 のように、誰と誰の協働か、明記したほうが良いのではないかと。

P59 の廃棄物について。不法投棄をさせないように、事業者の教育等指導をしっかりとすべきだ。

(委員) 不法投棄防止と不法処理の防止が重要。「環境パトロール」だけでなく「業者への指導、および環境パトロール」という表現にしてもらいたい。

第4章の基本目標で、「児島由加山地域のため池」となっているが、単なるため池ではなく、「由加山周辺の自然やため池」という表現にしてもらいたい。水辺環境だけではなく、緑も含めた「良好な緑と水辺環境」が全体的に残されている。

(会長) P29 で由加山周辺では総合的な自然が残されていることを表現に入れること。

P33 の図等で、3主体の定義があいまいである。「市民」というのは、民間団体、NPO も含む

のかどうか。民間団体でも活発に、非常に質の高い取り組みが行われている。とくに、環境・環境教育の分野では、そのような団体と協力・連携することが重要である。どこかに、明確に定義付けをしてもらいたい。

P59 で不法投棄と不法処理も問題があるのではないかと、民間のパトロールについても記載してはとの意見があった。

(委員) 不法投棄させないことが大事。不法投棄できないような施策を入れていくことが必要ではないか。不法投棄については、法規制の理解の不足がその根底にあると考える。なぜこの法律ができてきているのか、不法投棄していけないかの理解が大事である。

(会長) 不法投棄させない、基本的な考え方をここに述べるべきではないか。

(事務局) 担当の部署と協議して、そのようにしたいと思う。

(会長) P61 で、主体を明確にすることについて。従来の分け方では、「市」と「市民」「事業者」であるが、「市民」と「民間団体」、「市民」と「行政」、「民間」と「企業」とか。そういうことである。

(事務局) 具体的に、どことどこ、というのは難しい。

(委員) 定義ができていないからあやふやになる。「民間団体」というのは、「市民」なのか、「事業者」なのか？協働のことは、ここだけにでているが、ほかにも協働でできることはあるのではないかと。これから5年間かけて協働ということをやっていこうと言っているわけだから、具体的に何と何を協働するということなのか、考え方を明記すべきではないか。

(会長) ご理解いただけたか？表現が難しい点もあるう。

(委員) たとえば、水辺の保全も、協働でやっていくのが本当ではないか。

(会長) P37 にアシ原の保全を具体的に書いてほしいという意見があった。水質の浄化に役立つと思われる。どこでもアシ原を残せばよいというものではないので、表現は考慮いただきたい。

(事務局) アシ原については、入れる方向で考える。

(会長) P48 音風景について。景観・文化のほうにカテゴライズするようにという意見であったが、検討してもらいたい。『探す企画を検討します』となっているが、もう少し積極的にしてはどうか。市民の協力も要請すべきだ。

(事務局) 検討する。

(会長) 次に(1)ウ 第8章から第10章について説明願う。

(事務局) 第8章「地域別の環境づくり」では、各地域の特性に応じた施策についてふれている。倉敷・水島・児島・玉島の各地域の内容を最新の状況、データをもとに修正・見直しを行い、新たに船穂・真備地区についての施策等を追加している。

第9章「重点施策」では、第7章で示した施策をもとに重点的に取り組むべき施策を6つのテーマにわけて取り上げている。特に、「4 地球温暖化防止対策」で新エネルギー等の施策の推進などを追加し、重点的に見直しを行っている。「5 廃棄物対策」では、循環型社会の構築を重点的に取り上げることとしている。「6 環境教育・環境学習の推進」においても、ESD(持続可能な開発のための教育)などを念頭に入れて環境教育に関する表現等見直しを行っている。

第10章「計画の推進」は、基本的な考え方は同じであるが、ISOの取得や現在の体制に合

わせた内容に修正している。

(委員) P82、望まれる達成目標に「グリーン購入法特定調達品目の購入比率をふやします」を加えていただきたい。

(委員) P71「桃などの…」のあたりは大きく表現が変わっている。桃畑には年に何回も除草剤などをまいているが、土壌が健全なのかどうか伺いたい。残った農薬を用水路に流しているような現状を把握しているのか？

(委員) P66、倉敷地域で自然史博物館について述べられているが、地域別の施策ではなく、市全体に関わる施設ではないか。全体を示す項目があれば、そこに入れればいい。

P87のPDCAサイクルで、「計画の策定」段階から、市民との関わりを入れてもいいのではないか。パブリックコメントも募集するのであるし、策定段階からの関わりは、現在言われていることでもあるので。

P88の図の中の「環境管理責任者」とは具体的に誰のことか？

繰り返しになるが、各主体として3者をあげている。ならば、各主体がどのように、主体的に、今後取り組んでいくか、このなかに明記していたほうが良いのではないか。

(会長) 自然史博物館は、建物は倉敷地域にあるが、その地域だけのものではない。全体のものとわかるようにしたほうがよいのでは。その地域だけのものではないものはほかにもある。

(委員) P66のような内容は、P60に記述すべきでは。バランスを欠いているし、誤解を招くことになる。自然史博物館では岡山県全体にかかわる内容も展示している。

(委員) 確かに、倉敷地域だけのところに自然史博物館が述べてあるというのは、色々な考え方があがるが、どうかと思う。位置づけとしては市全体のものである。どこでどう述べていただくかは、検討願いたい。

また、P60に「展示の充実を図る」と書いてあるが、環境教育については展示以外でも教育普及活動を行っている。展示のみが自然環境の学習の場ではない。このカテゴリーではこの部分が不十分かと思う。さらに、市民のところに、自然史博物館をもっと活用する、というのがあってもよいと思う。

(会長) 地域別に書くことにすると、それがあがる地域に書くしかない。しかしその性格を考えると、その地域だけのものではない。どういう視点で分類するかは難しい問題である。ここでいう環境づくりは、博物館等の文化施設を含む意味での環境である。ほかに意見はないか？

(委員) 住所でくくるのではなく、自然史博物館は全体に関わると思ったので、提案した。同じような捉え方をすると、児島のクルクルセンターは児島地域には入っていない。(廃棄物対策の項目で記載されている)

(会長) 倉敷全体にかかわる文化・環境施設という項目をひとつたてては？

(事務局) 地域別のところと、環境学習の項目で記載をもっと充実させることを検討する。

(会長) 倉敷市全体にかかわる、といったニュアンスが、必要である。

P71表現が大きく変更されている点についてはいかがか？

(事務局) 以前は、有機肥料を中心にした土壌が重要であるとの意味合いで記載していた。今回は桃を中心にしたかおり風景について中心に挙げている。

化学肥料・農薬による汚染については、P50「新たな化学物質による環境汚染の防止」の項

で、化学肥料や農薬の適正使用について述べている。

(委員) 聞いたかったのは、以前「健全な土壌の維持、形成を図る」となっていたが、具体的には何をやっていたのか知りたかった。達成されたから、このように変えたのか？現状はそうとは、思えないが。

(会長) 土壌については、ほかの地域にもあてはまる。土壌汚染の問題についてはとくに項目がないが、化学物質だけに限らず、指摘のあったようなことをどこかに書き加えることはできないか？

(事務局) 農薬・化学肥料については、農協を通して、農林水産課のほうからお願いしている、という状況である。

(会長) 農薬の使用については経済局の担当であるが、使用した後の農薬による環境汚染という問題は環境部の担当ではないか。いろいろな領域に関わる問題である。P50 の把握に努める、調査するだけでなく、汚染の防止に努めるというのであれば、先ほどご指摘いただいたことも含まれるのでは。

(事務局) 記載が不足しているので、もう一度見直し、適切な表現に努める。

(会長) では P82。グリーン購入を達成目標に加えること。地球温暖化の防止だけでなく、資源の問題としても重要である。ほかにも酸性雨の問題等、いろいろな地球規模の問題があるので、その項もあればよい。一番重要なのが地球温暖化の問題であるが、地球温暖化防止対策だけを項目として立てておくのがいいのだろうか。

(事務局) グリーン購入法については、達成目標に加えることとする。

(会長) P87、計画の策定段階で市民・NPO の参加があるべきだという意見があった。誰が PDCA の主体になるかは、書いてあるところと書いていないところがある。3 者、4 者の協働によって進めていく、という一言があれば、個々にはなくてもよい。こういう計画では、誰がやるか、というのが非常に重要である。P88 には推進体制があるが、この図は必ずしも正確であるとは思えない。推進主体と計画主体はたしかに違う。環境審議会には市民の代表、企業の代表が含まれているので、すべての主体が参加しているとは言える。策定は特に重要な段階なので、ここに 4 者が参加していることを表現しておくことが必要であるという指摘をいただいた。

(委員) 表現上の提案だが、P87 の PDCA サイクルによるレベルアップは、ISO のなかで基本的な、重要な考え方である。これを本文の中に盛り込んで、このサイクルの真ん中に、大きな輪を作って、「市民社会とのコミュニケーション」と書いてはどうか。市民は PDCA サイクルの全てに関わってくるので、そうすれば、言いたいことが表現できるのではないか。

(会長) 図の真ん中に丸をいれて、各主体を書き込めば、図としてもよりわかりやすいのではないか、という提案をいただいた。もう一方の委員の意見も、それで入れられる。少し絵を書き直しては。

P88 の環境管理責任者とは、誰か？

(事務局) (市民環境局) 参与が環境管理責任者である。

(会長) 市の行政の中でのことであれば、書き込む必要はない。

また、この図のなかで、環境審議会から「公表」という矢印がでていますが、審議会の責務として「公表」というものはないと思うが。

(事務局) 仰るとおりと思う。

(会長) 上下に事業者、市民の中には NGO、NPO も含むと思うが、市民から事業者への点線の意味は？また、環境管理責任者から実行部門への線は関係が単にあるという意味なのか？関係を表す場合には線で、情報としての流れがある場合は矢印で描いてあるとわかりやすい。図で描いたほうがわかりやすいが、細かなところは図で描くとわかりにくい。線の意味を考えた上で、十分表されているかどうか、検討いただきたい。

(委員) 先だって、景観フォーラムに出席した。そこで出た不満であるが、市職員は3年ほどで部署が変わるが、もっと専門家としてがんばってほしい。推進体制を見て、協働する市の体制を知りたいと思った。縦割りが強い。例えば、玉島の人工島の問題については経済局の担当で、環境部には情報は伝わってないとか、今回も、環境基本計画に当然かかわるはずの景観法を担当する部署の方は来ていない。

(会長) 環境基本計画の素案作りには、ワーキンググループのメンバーと、事務局が当然関わったはずで、その意味では、体制上は関係のある部署が関わっていることになる。

委員の指摘は、なかなか専門家が育ちにくい、異動してしまう、という指摘である。せっかく慣れてきたところでほかの部署に移るのは残念だ。この問題は、市の体制にかかわることなので、むしろ市議会で、専門性をどのように考えているのか市長に問うていただきたい。環境行政については、専門性を持っているのは確かだ。どの職にあっても一生懸命勉強してくださいという激励と受け取ってほしい。

それでは、(2)倉敷市緑の基本計画について説明願う。

(事務局) 現在、作業中の緑の基本計画の見直しに関して、現在の取り組み状況、今後の進め方について中間報告として説明する(資料-倉敷市緑の基本計画見直し資料)。この計画は、「市域の残された貴重な緑の保全」、「新たな緑の創出」、「失われた緑の回復」の3つの柱をもとに施策を推進しているところである。見直しの契機や背景、見直しの基本的な考え方、見直しにおける視点について説明する。

見直しの経緯は、先の計画が平成8年策定、平成27年までの20年間を期間としており今年には折り返し地点であること、「倉敷市第五次総合計画後期基本計画」が策定されたこと、ほかの諸計画との整合を図る必要があること、合併により市域が拡大したこと、などにより計画を見直すこととなった。また、都市緑地法の改正により、緑地の保全・緑化の推進・都市公園の整備を総合的に推進するための「緑の基本計画」と位置づけられたことにより、新たにこれらも加えることとした。

見直しの考え方、現在の状況についてであるが、市街化区域内の緑化面積は計画の策定段階では26.7%だった。現状は現在集計中である。その結果に基づき、平成27年までの数値を推計することになっている。都市公園については、人口一人当たりで6.7㎡から7.71㎡へと10年で1㎡増加している。この数字に基づいて平成27年の一人当たりを推計したい。数としては383ヶ所から535ヶ所と1.5倍に増加した。緑化については504ヶ所、緑化率は14.8%であるが、現状は集計中である。人口フレームについては、昨年、合併があり、将来の人口フレームを現在想定中である。緑地確保の目標、将来市街地区域面積に対する緑化率であるが、現在作業中である。

見直しについて配慮すべき事項は、市民ニーズに対応すること、わかりやすいこと、進捗状況が見えること、新しいまちづくりのスタートになること、重点化・優先化に配慮すること、

という倉敷市第五次総合計画後期基本計画の方針に留意する。計画策定から10年の折り返し地点なので、緑地の整備と保全については現状を把握し、達成度を出し、緑化に関する現況と市民意向調査に基づいて策定していきたい。都市公園については地域格差があるので是正する。近隣公園等の規模の大きい公園は、達成目標を下回っているので、配置に努める。人口フレームに基づいて、地域別に、バランスよく公園を配置していきたい。環境保全面の計画では、水と緑の環境を創出し、潤いと安らぎのある生活空間を形成する、ということである。レクリエーション面での計画では、快適さを実感できる生活環境の実現ということである。緑化重点地区の選定と市民参加による緑の保全創出ということで、全計画では4地区の中心部に重点地区を設定していたが、今後の課題を地区別に選定していきたい。都市公園の整備、緑化の推進・保全については、都市公園の配置方針の見直し、根拠をもって将来計画を立てる。また、緑化に関する関連部署を集めて策定部会をもち、協議を行っているところである。出来るだけ早くまとめて、次回に素案をあげたい。

(会長) 中間段階の報告だった。

(委員) 8月26日に「倉敷市長マニフェスト市民検証・評価大会」が開かれた。この会で、市長のマニフェストに環境分野は殆ど取り上げられていない、今後はどうするのか、との質問が出た。市長もこれを認めて、今後検討する、と回答している。マニフェストの中で、数少ない環境分野としては、「水島を緑で覆い、町全体を森のようにして、コンビナートとの共生を図る」というのがある。緑の基本計画の見直しのなか、市民評価委員会でこの点を検証し、市長に意見を言ってもいいのではないかと、という意見が市民団体からあった。市長のマニフェストと「緑の基本計画」との整合性はあるのか？

(事務局) 市長のマニフェストに基づいたものである。緑化推進員の本部長は助役である。マニフェストは非常に重要であるから、組み込んでいきたい。

(委員) 基本計画とマニフェストとの整合性は大切であるが、マニフェストには定量的なもので示すべきであると聞いている。大体において縦割りである感じがある。有効で、優先順位が高いものを、市長のマニフェストにもっと加えること、というのがその会の講評であった。環境分野について今後検討すると市長が答え、マニフェストと整合性があるのならよい。

(会長) 市長がマニフェストを作る際には、すべての課が目を通してしているのではないのか？他に意見は？

(委員) 市民にアンケートを取ったと思うが、そのアンケートの結果については公表されているのか？また、12月に素案を作り、審議会に諮るとあるが、環境基本計画のように、縦覧とパブリックコメントの募集の予定はあるか？

(事務局) アンケート調査は9月12日に終了して、現在集計作業中である。前回の計画では、広報の特集号で全市に計画を配布した。計画策定の結果について、どのように市民に知らせるかは検討中である。

(委員) 市民の意見は計画の内容には反映されないのか？

(事務局) 市民の意見についてはアンケートで取っている。尊重し、計画に反映したい。

(会長) アンケートをされた方への責任である。ぜひお願いします。

では、これで審議を終了する。

(事務局) 今後の予定については、素案を修正し、10/23から11/23まで縦覧して市民意見を聞きたい。それらの意見を反映させ修正案をつくり、1月の審議会で最終意見をいただき

たい。そのあと、答申をいただければと思う。

(会長) 縦覧される資料には、今日の意見は反映されるのか？

(事務局) できる限り意見を反映したものを縦覧したい。

以上で審議会を終了する。